

令和3年度（補正予算）環境配慮行動普及促進事業費補助金及び
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）交付規程

令和4年3月31日 地循社協第0403311号
一般社団法人地域循環共生社会連携協会

（通則）

第1条 環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、その他の法令、環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）交付要綱（令和4年2月9日付環地温発第2202091号。以下「交付要綱」という。）及び食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業実施要領（令和4年2月9日付環地温発第2202091号。以下「実施要領」という。）の規定（以下「法令等」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、一般社団法人地域循環共生社会連携協会（以下「協会」という。）が行う間接補助金（以下「補助金」という。）を交付する事業の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

（交付の対象等）

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、実施要領第3の（1）に規定する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄において協会が認める経費のうち、補助金交付の対象として別表第1の第2欄において協会が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、環境大臣（以下「大臣」という。）からの交付の決定額の範囲内において補助金を交付するものとする。ただし、別添「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙の②に規定する者とする。

3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。代表事業者は、補助事業の実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等若しくは本規程に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとする。

4 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。

5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
 - 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第1の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を協会に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を協会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 協会は、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めるときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に通知するものとする。

- 2 第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 協会は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。
- 4 交付の決定の予算配分については、以下を原則とする。

- 一 環境配慮行動が、エネルギー起源 CO2 削減効果のみに資する場合、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金から交付する。ただし、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の不足が見込まれる場合、環境配慮行動普及促進事業費補助金より、交付することができる。
- 二 環境配慮行動が、その他の環境保全効果のみに資する場合、環境配慮行動普及促進事業費補助金から交付する。
- 三 環境配慮行動が、エネルギー起源 CO2 削減効果及びその他の環境保全効果の両者に資する場合、環境配慮行動普及促進事業費補助金から交付する。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
 - ア 別表第1の第2欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。
 - イ 補助事業の内容を変更するとき。ただし、軽微な変更である場合を除く。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を協会に提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を協会に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、協会の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を協会に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく協会に報告しなければならない。
- 八 協会は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 九 協会は、補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を協会に納付させることができる。
- 十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに

協会に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

十一 協会は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十二 協会は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を協会に納付させることができる。

十三 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する「グリーンライフ・ポイント推進事業効果検証等業務」において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他環境保全効果の成果等を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければならない。

十四 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、協会の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、協会が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利3パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

2 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

3 協会が第11条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が協会に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、協会は次に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が協会に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

一 協会は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

三 協会は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

4 第2項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、協会が行う弁済の効力は、協会が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、第7条第1項の補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に書面をもって協会に交付申請の取り下げを申し出なければならない。

(実績報告書)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は協会が別に定める期日のいずれか早い日までに様式第10による完了実績報告書を協会に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助事業の承継)

第11条 協会は、補助事業者について事業の期間中に、相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第11による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第12条 協会は、第10条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第12による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 協会は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内（ただし、補助事業者が地方公共団体であって補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ20日以内

の期限により難い場合には、額の確定通知の日から90日以内で協会の定める日以内とすることができる。)とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

ただし、協会が必要と認める場合においては、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第13による精算(概算)払請求書を協会に提出しなければならない。

(交付決定の解除等)

第14条 協会は、第8条第四号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

一 補助事業者が、法令等若しくは本規程又は法令等若しくは本規程に基づく協会の処分若しくは指示等に従わない場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合(補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)

五 補助事業者が、別添「暴力団排除に関する誓約事項」に違反した場合

2 協会は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を請求するものとする。

3 協会は、前項の返還を請求する場合であって、適正化法第17条第1項に基づく交付の決定の取消しである場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて徴するものとする。

(加算金の計算)

第15条 協会は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第16条 協会は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条の規定は、前項の延滞金を徴する場合に準用する。

(事業報告の提出)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了した日から当該補助事業の完了の日の属する年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間(初年度は、当該補助事業を完了した日から当該補助事業の完了の日の属する年度の3月末までの期間を含む。)の環境保全効果等に関する事業報告書を様式第14により大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

(電磁的方法による申請)

第18条 申請者又は補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく変更交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第8条第3号の規定に基づく計画変更の申請、第8条第4号の規定に基づく中止又は廃止の申請、第8条第5号の規定に基づく事業遅延の報告、第8条第6号の規定に基づく状況報告、第8条第10号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第8条第14号の規定に基づく財産の処分の承認申請、第10条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、又は第13条第2項の規定に基づく支払請求(以下「交付申請等」という。)については、電磁的方法(適正化法第26条の3の規定に準じて協会が定めるものをいう。以下、同じ。)により行うことができる。

2 協会は、前項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。

3 協会、申請者及び補助事業者は、原則として、前2項に定めるとおり電磁的方法により交付申請等を行うこととするが、電磁的方法によることが行えないとき又は電磁的記録(適正化法第26条の2の規定に準じて協会が定めるものをいう。以下、同じ。)を提出できないときは、交付規程に定める様式による書面の提出又は協会が定める方法で手続きを行うことができる

(取得財産等の管理等)

第19条 補助事業者は、取得財産等については、様式第15による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、様式第16による取得財産等明細表を第10条第1項に定める完了実績報告書に添付して提出するものとする。

3 協会は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を協会に納付させることができるものとする。

(補助事業の経理等)

第20条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業

の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（秘密の保持）

第21条 協会は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って協会に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

（暴力団排除に関する誓約）

第22条 補助事業者は、別添「暴力団排除に関する誓約事項」について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他）

第23条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年3月31日から施行する。

別表第1

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額	4. 補助率
① 全国規模事業	<p>事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、社会保険料、諸謝金、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、広報費、雑役務費、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費）並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（地方公共団体が事業を実施する場合は常勤職員の人件費及び社会保険料を除く。）</p> <p>（補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）</p>	協会が必要と認められた額	① 全国規模事業：1/2 （3億円を上限とする。）
② 地域規模事業	<p>事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、社会保険料、諸謝金、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、広報費、雑役務費、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費）並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（地方公共団体が事業を実施する場合は常勤職員の人件費及び社会保険料を除く。）</p> <p>（補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）</p>	協会が必要と認められた額	② 地域規模事業：2/3 （1億円を上限とする。）

別表第2

1. 費目	2. 細分	3. 内容
人件費	人件費	補助事業等に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当をいう。
業務費	賃金	事業を行うために直接必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
	社会保険料	事業を行うために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
	諸謝金	事業を行うために必要な会議等に出席した外部専門家等に対する謝金をいう。
	会議費	事業を行うために直接必要な会議のための茶菓料。
	旅費	事業を行うために必要な旅行に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	印刷製本費	事業を行うために必要な資料等の印刷に係る経費をいう。
	通信運搬費	事業を行うために必要な郵便料等通信費をいう。
	委託料	事業を行うために必要となる特殊な技能又は資格を必要とする業務等を外注する場合に要する経費をいう。
	広報費	業務を行うために必要となる宣伝にかかる費用
	雑役務費	事業を行うために必要となる請負業務等の経費をいう。
	使用料及び賃借料	事業を行うために必要な会議に係る会場使用料や測定機器等のレンタル費用（借料）をいい、目的、回数及び金額でわかる資料を添付すること。
	消耗品費及び備品購入費	事業を行うために必要な事務用品等消耗品及び備品購入費の購入に係る経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別紙（第3条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

①対象事業の要件

【全国規模事業】

環境配慮製品・サービスの選択等の消費者の環境配慮行動に対して新たにポイントを発行するために必要となる企画・開発・調整等を行う事業であって、申請対象者が2以上の都道府県内でポイントを発行する事業（電子商取引の場合は購入者の所在地が2以上の都道府県にまたがる事業）。ただし、間接補助事業が完了した日からその年度末までの期間及びその後の3年間の期間について、ポイントの発行を求める。

【地域規模事業】

環境配慮製品・サービスの選択等の消費者の環境配慮行動に対して新たにポイントを発行するために必要となる企画・開発・調整等を行う事業であって、申請対象者が1の都道府県内でポイントを発行する事業（電子商取引の場合は購入者の所在地が1の都道府県内の事業）。ただし、間接補助事業が完了した日からその年度末までの期間及びその後の3年間の期間について、ポイントの発行を求める。

②補助金の交付を申請できる者

本事業の交付申請ができる者は、次に掲げる者とする。

ア 民間企業

イ 地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合又は広域連合）

ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

エ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

オ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人

カ その他環境大臣の承認を得て協会が認める者

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（法人である場合は当法人）は、補助金の受付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。また、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

交付規程様式等

様式第 1 交付申請書（第 5 条関係）

別紙 1 実施計画書

別紙 2 経費内訳

様式第 2 変更交付申請書（第 6 条関係）

様式第 3 交付決定通知書（第 7 条関係）

様式第 4 変更交付決定通知書（第 7 条関係）

様式第 5 計画変更承認申請書（第 8 条関係）

様式第 6 中止（廃止）承認申請書（第 8 条関係）

様式第 7 遅延報告書（第 8 条関係）

様式第 8 遂行状況報告書（第 8 条関係）

様式第 9 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 8 条関係）

様式第 10 完了実績報告書（第 10 条関係）

別紙 1 実施報告書

別紙 2 経費所要額精算調書

様式第 11 承継承認申請書（第 11 条関係）

様式第 12 交付額確定通知書（第 12 条関係）

様式第 13 精算（概算）払請求書（第 13 条関係）

様式第 14 環境保全効果等に関する事業報告書（第 17 条関係）

別紙 事業報告書

様式第 15 取得財産等管理台帳（第 19 条関係）

様式第 16 取得財産等明細表（第 19 条関係）

様式第1（第5条関係）

R C E S P A事業番号：
番 号
年 月 日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会
代表理事 岡 本 光 司 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和3年度（補正予算）環境配慮行動普及促進事業費補助金及び
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）
交付申請書

令和3年度（補正予算）環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第5条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
別紙1 実施計画書のとおり
- 2 補助金交付申請額 円
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 3 補助事業に要する経費
別紙2 経費内訳のとおり
- 4 補助事業の開始及び完了予定年月日
交付決定の日 ～ 年 月 日
- 5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
（1）責任者の所属部署・職名・氏名

- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

6 その他添付資料

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 「6 その他添付資料」については、別に定める交付申請時提出書類一覧を参照のこと。申請者が地方公共団体以外の者である場合は、申請者の組織概要、経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書））及び定款（申請者が個人企業の場合は、住民票の写し（いずれも発行後3ヶ月以内のもの））を添付すること（申請者が、法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合は、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の事業計画及び収支予算の案並びに定款の案を添付すること。ただし、これらの案が作成されていない場合には、添付を要しない。）。また、地方公共団体が申請する場合は、申請年度の予算書を添付すること。
- 3 別紙1又は別紙2において事業ごとに求めている設備等のシステム図・配置図・仕様書、補助事業に関する見積書・各種計算書、法律に基づく登録に係る通知の写し等を添付すること。

※交付申請前にすでに提出されている書類については添付を省略して差し支えない。

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業：実施計画書 総括

※本様式は、単一の環境配慮行動を対象とした場合の様式です。

複数の環境配慮行動を対象に申請する場合は複数行動様式を用いてください。

事業者名称	
事業者所在地	
代表者氏名	

* 共同事業者等の情報は【別紙1】に記載すること

事業名称	
------	--

ポイントを発行する場所

事業規模	
都道府県	

ポイント付与対象となる製品等	
----------------	--

カテゴリー	
環境配慮行動	
分類	
具体的内容	

補助金支給算定額（千円）

総事業費（寄付金当控除後）	
補助対象経費支出予定額	
補助金所要額	

分類：

【令和5年2月末までの目標】

環境配慮行動に対するポイントの発行数	発行ポイント総数 (ポイント)	発行ポイント総額 (千円)

ポイント発行対象者数	対象者数（人）
	0

環境保全効果	内容	目標値	単位

経済効果	売上高 (千円)	売上高の増加分 (千円)

製品・サービスの数 (増加分)	数量	単位

ポイント付与を行う場 (店舗等)の数	店舗等の数

費用対効果

補助金支給額(千円) ÷ 環境保全効果目標値		千円/
経済効果(千円) ÷ 補助金支給額(千円)		

【別紙1】

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業：実施計画書 基礎諸元

項目		記入欄（黄色のセルに記入してください）	
RCESPA事業番号			
事業名			
事業実施の団体名（代表事業者）			
事業実施の代表者	氏名		
	所属部署		
	役職		
	郵便番号		
	所在地		
	電話番号		
	FAX番号		
	E-mailアドレス		
	（事務連絡の窓口となる）	氏名	
		所属部署	
		役職	
		郵便番号	
		所在地	
		電話番号	
FAX番号			
E-mailアドレス			
共同事業者	①	団体名	
		代表者の役職・氏名・所属部署	
		氏名	
		所属部署	
		役職	
		郵便番号	
		所在地	
		電話番号	
		FAX番号	
	E-mailアドレス		
	②	団体名	
		代表者の役職・氏名・所属部署	
		氏名	
		所属部署	
		役職	
		郵便番号	
		所在地	
		電話番号	
		FAX番号	
	E-mailアドレス		
	③	団体名	
		代表者の役職・氏名・所属部署	
		氏名	
		所属部署	
役職			
郵便番号			
所在地			
電話番号			
FAX番号			
E-mailアドレス			
施設・設備の設置場所	事業実施場所名称		
	住所	都道府県名 ※1	
		区又は市町村名 ※2	
		区・町域・番地等 ※3	
事業の実施場所の地図・図面等	別添のとおり		
事業の目的			
事業の概要（補助事業について）			
補助事業の期間内のポイント原資の調達方法			
個人情報、プライバシーの保護			
他の補助金との関係			

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業：経費内訳

事業者名称				
事業規模				
所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1)-(2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
			円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4)と(5)を比較し て少ない方の額	(7) 補助基本額 (3)と(6)を比較し て少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7)×2/3※上限1.5億円 ※千円未満切捨
		円	円	円

補助対象経費支出予定額内訳

経費区分・費目	金額 (円)	積算内訳
合計	円	

注1 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

注2 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

【別表1】ポイント発行計画

本様式は、ポイントを一括で発行する場合の算定例です。各事業の実態に即して、本様式の記載内容を修正するか、独自の様式で作成してください。

事業者名称	
事業規模	

基本情報：

環境配慮行動	
環境配慮行動に対応した製品またはサービス	
1製品またはサービス当りの価格(1)	円
※1 ポイント付与率（金銭価値換算）(2)	
1ポイント当りの金銭価値(3)	円/ポイント

ポイント発行計画

ポイント発行開始予定日		ポイント発行開始予定日から令和5年2月末までの日数				日				
		数量(4) ポイント対象製品・サービス・ アクション数量		うち、ポイント発行による数量 増加(5)		売上(6) (千円) (6)=(1)×(4)	売上の増加分(7) (千円) (7)=(1)×(5)	ポイント発行数(8) (ポイント) (8)=(6)×(2)÷(3)	ポイントの金銭価 値総額(9) (千円) (9)=(3)×(8)	ポイント発行人数 (人)
		当該期間	累積		累積					
初年度	令和5年 2月末まで									
	令和5年 3月									
2年目	令和5年度									
3年目	令和6年度									
4年目	令和7年度									
合計										
5年目	令和8年度									

必要に応じて、6年目以降の行を追加してください

必要に応じて、ポイント発行計画の算出根拠を別紙（様式自由）で示してください

【別表2】環境保全効果の算定例

本様式は、CO2削減効果が毎年累積していく場合の算定例です。各事業の実態に即して、本様式の記載内容を修正するか、独自の様式で作成してください。

事業者名称	
事業規模	

基本情報：

	環境配慮行動		
	環境配慮行動に対応した製品またはサービス		
	環境配慮行動がもたらす主たる環境保全効果の分類		
	環境配慮行動がもたらす主たる環境保全効果の詳細		
※1	1製品またはサービス当りの年間環境保全効果(10)		
※2	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果①の分類		
	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果①の詳細（定量的に示せる場合はその内容）		
※2	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果②の部類		
	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果②の詳細（定量的に示せる場合はその内容）		
※2	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果③の詳細		
	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果③の分類（定量的に示せる場合はその内容）		
※3	考慮した留意点：		

		数量(4) ポイント対象製品・サービス・アクション数量		うち、ポイント発行による数量増加(5)		環境保全効果(11) (11)=(5)×(10)
		当該期間	累積	当該期間	累積	
初年度	令和5年 2月末まで					
	令和5年 3月					
2年目	令和5年度					
3年目	令和6年度					
4年目	令和7年度					
合計						
5年目	令和8年度					

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業：実施計画書 総括

※本様式は、複数の環境配慮行動を対象とした場合の様式です。単一の環境配慮行動を対象に申請する場合は単一行動様式を用いてください。
 ※環境配慮行動は3つ以上ある場合は、適宜欄を追加して記入してください。

事業者名称	
事業者所在地	
代表者氏名	

* 共同事業者等の情報は【別紙1】に記載すること

事業名称	
------	--

ポイントを発行する場所

事業規模	
都道府県	

【令和5年2月末までの目標（原則、複数事業の合計）】

環境配慮行動に対するポイントの発行数	発行ポイント総数 (ポイント)	発行ポイント総額 (千円)

ポイント発行対象者数	対象者数 (人)

経済効果	売上高 (千円)	売上高の増加分 (千円)
	0	0

補助金支給算定額 (千円)

総事業費 (寄付金当控除後)	
業務費	
補助金所要額	

以下は、付表の1つ目の環境配慮行動について記載

ポイント付与対象となる製品等	
----------------	--

カテゴリ	
環境配慮行動	
分類	
具体的内容	

環境保全効果	内容	目標値	単位

製品・サービスの数 (増加分)	数量	単位

ポイント付与を行う場 (店舗等) の数	店舗等の数

費用対効果

補助金支給額(千円) ÷ 環境保全効果目標値		千円/
経済効果(千円) ÷ 補助金支給額 (千円)		

以下は、付表の2つ目の環境配慮行動について記載

ポイント付与対象となる製品等	
----------------	--

カテゴリ	
環境配慮行動	
分類	
具体的内容	

環境保全効果	内容	目標値	単位

製品・サービスの数 (増加分)	数量	単位

ポイント付与を行う場 (店舗等) の数	店舗等の数

費用対効果

補助金支給額(千円) ÷ 環境保全効果目標値		千円/
経済効果(千円) ÷ 補助金支給額 (千円)		

以下は、付表の3つ目の環境配慮行動について記載

ポイント付与対象となる製品等	
----------------	--

カテゴリ	
環境配慮行動	
分類	
具体的内容	

環境保全効果	内容	目標値	単位

製品・サービスの数 (増加分)	数量	単位

ポイント付与を行う場 (店舗等) の数	店舗等の数

費用対効果

補助金支給額(千円) ÷ 環境保全効果目標値		千円/
経済効果(千円) ÷ 補助金支給額 (千円)		

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業：実施計画書 付表

事業者名称	
事業者所在地	
代表者氏名	

↓ 1つ目の環境配慮行動について記載 ↓ 2つ目の環境配慮行動について記載 ↓ 必要に応じて、列および別表を追加して記載

事業名称			
ポイントを発行する場所			
事業規模			
都道府県			
ポイント付与対象となる製品等			
カテゴリー			
環境配慮行動			
分類			
具体的内容			

【令和5年2月末までの目標】

環境配慮行動に対する ポイントの発行数	発行ポイント総数 (ポイント)	発行ポイント総額 (千円)	発行ポイント総数 (ポイント)	発行ポイント総額 (千円)	発行ポイント総数 (ポイント)	発行ポイント総額 (千円)
発行ポイント数の合計 (ポイント)						
発行ポイント額の合計 (千円)						

ポイント発行対象者数	対象者数 (人)		対象者数 (人)		対象者数 (人)	

環境保全効果	内容		内容		内容	
	目標値	単位	目標値	単位	目標値	単位

経済効果	売上高 (千円)	売上高の増加分 (千円)	売上高 (千円)	売上高の増加分 (千円)	売上高 (千円)	売上高の増加分 (千円)
売上高の合計 (千円)						
売上高の増加分の合計 (千円)						

製品・サービスの数 (増加分)	数量	単位	数量	単位	数量	単位

ポイント付与を行う場 (店舗等) の数	店舗等の数		店舗等の数		店舗等の数	

補助金支給額の按分値 (千円) (合計は補助金支給額と一致)			
-----------------------------------	--	--	--

費用対効果

補助金支給額(千円) ÷ 環境保全効果目標値		千円/		千円/		千円/
経済効果(千円) ÷ 補助金支給額 (千円)						

【別紙1】

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業：実施計画書 基礎諸元

項目		記入欄 (黄色のセルに記入してください)	
RCESPA事業番号			
事業名			
事業実施の団体名 (代表事業者)			
事業実施の代表者	氏名		
	所属部署		
	役職		
	郵便番号		
	所在地		
	電話番号		
	FAX番号		
	E-mailアドレス		
	(事務連絡の窓口となる事業者実施の担当者)	氏名	
		所属部署	
		役職	
		郵便番号	
		所在地	
		電話番号	
FAX番号			
E-mailアドレス			
共同事業者	①	団体名	
		代表者の役職・氏名・所属部署	
		氏名	
		所属部署	
		役職	
		郵便番号	
		所在地	
		電話番号	
		FAX番号	
	E-mailアドレス		
	②	団体名	
		代表者の役職・氏名・所属部署	
		氏名	
		所属部署	
		役職	
		郵便番号	
		所在地	
		電話番号	
		FAX番号	
	E-mailアドレス		
	③	団体名	
		代表者の役職・氏名・所属部署	
		氏名	
		所属部署	
役職			
郵便番号			
所在地			
電話番号			
FAX番号			
E-mailアドレス			
施設・設備設置箇所	事業実施場所名称		
	住所	都道府県名 ※1	
		区又は市町村名 ※2	
		区・町域・番地等 ※3	
事業の実施場所の地図・図面等			
事業の目的			
事業の概要 (補助事業について)			
補助事業の期間内のポイント原資の調達方法			
個人情報、プライバシーの保護			
他の補助金との関係			

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業：経費内訳

事業者名称				
事業規模				
所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1)-(2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
				円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4)と(5)を比較し て少ない方の額	(7) 補助基本額 (3)と(6)を比較し て少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7)×2/3※上限1.5億円 ※千円未満切捨
			円	円

補助対象経費支出予定額内訳

経費区分・費目	金額 (円)	積算内訳
合計	円	

注1 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

注2 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

【別表2】環境保全効果の算定例（1つ目の環境配慮行動）

本様式は、CO2削減効果が毎年累積していく場合の算定例です。各事業の実態に即して、本様式の記載内容を修正するか、独自の様式で作成してください。

事業者名称	
事業規模	

基本情報：

環境配慮行動		
環境配慮行動に対応した製品またはサービス		
環境配慮行動がもたらすたる環境保全効果の分類		
環境配慮行動がもたらすたる環境保全効果の詳細		
※1 1製品またはサービス当りの年間環境保全効果(10)		
※2 環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果①の分類		
環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果①の詳細（定量的に示せる場合はその内容）		
※2 環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果②の分類		
環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果②の詳細（定量的に示せる場合はその内容）		
※2 環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果③の分類		
環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果③の詳細（定量的に示せる場合はその内容）		
※3 考慮した留意点：		

		数量(4) ポイント対象製品・サービス・アクション数量		うち、ポイント発行による数量増加(5)		環境保全効果(11) (11)=(5)×(10)
		当該期間	累積	当該期間	累積	
初年度	令和5年 2月末まで					
	令和5年 3月					
2年目	令和5年度					
3年目	令和6年度					
4年目	令和7年度					
合計						
5年目	令和8年度					

必要に応じて、6年目以降の行を追加してください

算出根拠を別紙（様式自由）で示してください 1

【別表2】環境保全効果の算定例（2つ目の環境配慮行動）

本様式は、CO2削減効果が毎年累積していく場合の算定例です。各事業の実態に即して、本様式の記載内容を修正するか、独自の様式で作成してください。

事業者名称	
事業規模	

基本情報：

	環境配慮行動		
	環境配慮行動に対応した製品またはサービス		
	環境配慮行動がもたらす主たる環境保全効果の分類		
	環境配慮行動がもたらす主たる環境保全効果の詳細		
※1	1製品またはサービス当りの年間環境保全効果(10)		
※2	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果①の分類		
	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果①の詳細（定量的に示せる場合はその内容）		
※2	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果②の部類		
	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果②の詳細（定量的に示せる場合はその内容）		
※2	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果③の詳細		
	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果③の分類（定量的に示せる場合はその内容）		
※3	考慮した留意点：		

		数量(4) ポイント対象製品・サービス・アクション数量		うち、ポイント発行による数量増加(5)		環境保全効果(11) (11)=(5)×(10)
		当該期間	累積	当該期間	累積	
初年度	令和5年 2月末まで					
	令和5年 3月					
2年目	令和5年度					
3年目	令和6年度					
4年目	令和7年度					
合計						
5年目	令和8年度					

一般社団法人地域循環共生社会連携協会
代表理事 岡本光司 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和3年度（補正予算）環境配慮行動普及促進事業費補助金及び
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）
変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）を下記のとおり変更したいので、令和3年度（補正予算）環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助変更申請額
- 2 変更内容
- 3 変更理由
（注）具体的に記載する。
- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
 - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
 - （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請す

ること。

2 1の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。

3 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

令和3年度（補正予算）環境配慮行動普及促進事業費補助金及び
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）
交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった令和3年度（補正予算）環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）については、令和3年度（補正予算）環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）交付規程（令和 年 月 日 第 号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

令和 年 月 日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会 代表理事 岡本光司

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

補助基本額	金	円
補助金の額	金	円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）交付要綱（令和4年2月9日付け環地温発第2202091号）、環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」

推進事業)実施要領(令和4年2月9日付け環地温発第2202091号)及び交付規程に従わなければならない。

- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から15日以内とする。
- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 8 補助事業者がPOファイナンス(本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資)を活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後の一般社団法人地域循環共生社会連携協会に対する補助金請求に当たっては、POファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。また、一般社団法人地域循環共生社会連携協会は、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金はPOファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。

(本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等)

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

令和3年度（補正予算）環境配慮行動普及促進事業費補助金及び
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）
変更交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった令和3年度（補正予算）
環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とく
らしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）については、令和3年度（補正予算）環
境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とく
らしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）交付規程（令和 年 月 日 第
号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、年 月 日付け 第
号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

令和 年 月 日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会 代表理事 岡本光司

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け 第
号変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助基本額	金	円	変更前補助金の額	金	円
変更後補助基本額	金	円	変更後補助金の額	金	円
増 減 額	金	円	増 減 額	金	円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、
年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第
179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令
第255号）、環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費
等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）交付要綱（令和4年
2月9日付け環地温発第2202091号）、環境配慮行動普及促進事業費補助金及び
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」
推進事業）実施要領（令和4年2月9日付け環地温発第2202091号）及び交付規
程に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付

決定の日から 15 日以内とする。

- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第 4 条第 2 項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 7 補助事業者が P0 ファイナンス(本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資)を活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後の一般社団法人地域循環共生社会連携協会に対する補助金請求に当たっては、P0 ファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。また、一般社団法人地域循環共生社会連携協会は、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金は P0 ファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。

(本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等)

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

RCESPA事業番号：
番 号
年 月 日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会
代表理事 岡本光司 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和3年度（補正予算）環境配慮行動普及促進事業費補助金及び
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）
計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）の計画を下記のとおり変更したいので、令和3年度（補正予算）環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響
- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請す

ること。

- 2 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。
- 3 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

R C E S P A事業番号：
番 号
年 月 日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会
代表理事 岡 本 光 司 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和3年度（補正予算）環境配慮行動普及促進事業費補助金及び
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（
食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）を下記のとおり中止（廃止）したいので、令和3年度（補正予算）環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）交付規程第8条第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）の予定年月日
- 3 中止（廃止）までに実施した事業内容
- 4 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止（廃止）後の措置
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

2 中止（廃止）までに実施した事業の内容については、様式第1の別紙1を使用し記載するとともに、様式第1の別紙2に交付決定額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

一般社団法人地域循環共生社会連携協会
代表理事 岡本光司 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和3年度（補正予算）環境配慮行動普及促進事業費補助金及び
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）
遅延報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）の遅延について、令和3年度（補正予算）環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）交付規程第8条第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定年月日
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
- 2 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

様式第8（第8条関係）

R C E S P A事業番号：
番 号
年 月 日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会
代表理事 岡本光司 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和3年度（補正予算）環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策
事業費等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）
遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）の遂行状況について、令和3年度（補正予算）環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）交付規程第8条第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

経費の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂行状況
計			

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

R C E S P A 事業番号：
番 号
年 月 日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会
代表理事 岡 本 光 司 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和3年度(補正予算)消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業)について、令和3年度(補正予算)環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業)交付規程第8条第十号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額(規程第12条第1項による額の確定額)
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
- 2 別紙として積算の内容を添付すること。

RCESPA事業番号：
番 号
年 月 日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会
代表理事 岡本光司 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和3年度（補正予算）環境配慮行動普及促進事業費補助金及び
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）
完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）を完了（中止・廃止）しましたので、令和3年度（補正予算）環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）交付規程第10条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円（ 年 月 日 番 号）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 2 補助事業の実施状況
別紙1 実施報告書のとおり
- 3 補助金の経費収支実績
別紙2 経費所要額精算調書のとおり
- 4 補助事業の実施期間
年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
(1) 責任者の所属部署・職名・氏名
(2) 担当者の所属部署・職名・氏名
(3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）
- 6 添付資料

- (1) 完成図書（各種手続等に係る書面の写しを含む。）
- (2) 写真（工程等が分かるもの）
- (3) その他参考資料（領収書等含む。）

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

注2 「6 添付資料」については、別に定める完了実績報告書提出書類一覧を参照のこと。

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業：実施報告書 総括

※本様式は、単一の環境配慮行動を対象とした場合の様式です。

複数の環境配慮行動を対象に申請する場合は複数行動様式を用いてください。

事業者名称	
事業者所在地	
代表者氏名	

* 共同事業者等の情報は【別紙1】に記載すること

事業名称	
------	--

ポイントを発行する場所

事業規模	
都道府県	

ポイント付与対象となる製品等	
----------------	--

カテゴリー	
環境配慮行動	
分類	
具体的内容	

【令和5年2月末までの目標と実績】

環境配慮行動に対する ポイントの発行数	発行ポイント総数 (ポイント)	発行ポイント総額 (千円)
目標		
実績		

ポイント発行対象者数	対象者数 (人)
目標	
実績	

	内容	環境保全効果	単位
目標			
実績			

経済効果	売上数量の増加分	売上高の増加分 (千円)
目標		
実績		

製品・サービスの数 (増加分)	数量	単位
目標		
実績		

ポイント付与を行う場 (店舗等) の数	店舗等の数
目標	
実績	

費用対効果

補助金支給額(千円) ÷ 環境保全効果	目標		千円/ 0
	実績		
経済効果(千円) ÷ 補助金支給額 (千円)	目標		
	実績		

【別紙1】

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業実：実施報告書 基礎諸元

項目		記入欄（黄色のセルに記入してください）
RCESPA事業番号		
事業名		
事業実施の団体名（代表事業者）		
事業実施の代表者	氏名	
	所属部署	
（事務連絡の窓口となる）	役職	
	郵便番号	
	所在地	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mailアドレス	
	E-mailアドレス	
共同事業者	①	団体名
		代表者の役職・氏名・所属部署
		氏名
	事業実施の担当者	所属部署
		役職
		郵便番号
		所在地
		電話番号
		FAX番号
	E-mailアドレス	
	②	団体名
		代表者の役職・氏名・所属部署
氏名		
事業実施の担当者	所属部署	
	役職	
	郵便番号	
	所在地	
	電話番号	
	FAX番号	
E-mailアドレス		
③	団体名	
	代表者の役職・氏名・所属部署	
	氏名	
事業実施の担当者	所属部署	
	役職	
	郵便番号	
	所在地	
	電話番号	
	FAX番号	
E-mailアドレス		
施設・設備設置箇所	事業実施場所名称	
	住所	都道府県名 ※1
		区又は市町村名 ※2
		区・町域・番地等 ※3
事業の実施場所の地図・図面等	別添のとおり	
事業の目的		
事業の概要（補助事業について）		
補助事業の期間内のポイント原資の調達方法		
個人情報、プライバシーの保護		
他の補助金との関係		

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業に要する経費所要額精算調書

事業者名称				
事業規模				
所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1)-(2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
				円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4)と(5)を比較し て少ない方の額	(7) 補助基本額 (3)と(6)を比較し て少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7)×2/3※上限1.5億円 ※千円未満切捨
				円
	(9) 補助金交付決定額		(10) 過不足額 (9)-(8)	円

補助対象経費支出予定額内訳

経費区分・費目	金額 (円)	積算内訳
合計	円	

注1 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

注2 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

【別表2】環境保全効果

本様式は、CO2削減効果が毎年累積していく場合の算定例です。各事業の実態に即して、本様式の記載内容を修正するか、独自の様式で作成してください。

事業者名称	
事業規模	

基本情報：

	環境配慮行動		
	環境配慮行動に対応した製品またはサービス		
	環境配慮行動がもたらす主たる環境保全効果の分類		
	環境配慮行動がもたらす主たる環境保全効果の詳細		
※1	1製品またはサービス当りの年間環境保全効果(10)		
※2	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果①の分類		
	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果①の詳細（定量的に示せる場合はその内容）		
※2	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果②の部類		
	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果②の詳細（定量的に示せる場合はその内容）		
※2	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果③の詳細		
	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果③の分類（定量的に示せる場合はその内容）		
※3	考慮した留意点：		

		数量(4) ポイント対象製品・サービス・アクション数量		うち、ポイント発行による数量増加(5)		環境保全効果(11) (11)=(5)×(10)
		当該期間	累積	当該期間	累積	
初年度	令和5年 2月末まで					

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業：実施報告書 総括

※本様式は、複数の環境配慮行動を対象とした場合の様式です。単一の環境配慮行動を対象に申請する場合は単一行動様式を用いてください。
 ※環境配慮行動は4つ以上ある場合は、適宜欄を追加して記入してください。

事業者名称	
事業者所在地	
代表者氏名	

* 共同事業者等の情報は【別紙1】に記載すること

事業名称	
------	--

ポイントを発行する場所

事業規模	
都道府県	

【令和5年2月末までの目標（原則、複数事業の合計）】

環境配慮行動に対する ポイントの発行数	発行ポイント総数 (ポイント)	発行ポイント総額 (千円)
目標		
実績		

ポイント発行対象 者数	対象者数 (人)
目標	
実績	

経済効果	売上高 (千円)	売上高の増加分 (千円)
目標		
実績		

以下は、付表の1つ目の環境配慮行動について記載

ポイント付与対象 となる製品等	
--------------------	--

カテゴリ	
環境配慮行動	
分類	
具体的内容	

環境保 全効果	内容	値	単位
目標			
実績			

製品・サービスの数 (増加分)	数量	単位
目標		
実績		

ポイント付与を行う場 (店舗等) の数	店舗等の数
目標	
実績	

費用対効果

補助金支給額(千円)	目標		千円/
÷ 環境保全効果目標値	実績		
経済効果(千円)	目標		
÷ 補助金支給額 (千円)	実績		

以下は、付表の2つ目の環境配慮行動について記載

ポイント付与対象 となる製品等	
--------------------	--

カテゴリ	
環境配慮行動	
分類	
具体的内容	

環境保 全効果	内容	値	単位
目標			
実績			

製品・サービスの数 (増加分)	数量	単位
目標		
実績		

ポイント付与を行う場 (店舗等) の数	店舗等の数
目標	
実績	

費用対効果

補助金支給額(千円)	目標		千円/
÷ 環境保全効果目標値	実績		
経済効果(千円)	目標		
÷ 補助金支給額 (千円)	実績		

以下は、付表の3つ目の環境配慮行動について記載

ポイント付与対象 となる製品等	
--------------------	--

カテゴリ	
環境配慮行動	
分類	
具体的内容	

環境保 全効果	内容	値	単位
目標			
実績			

製品・サービスの数 (増加分)	数量	単位
目標		
実績		

ポイント付与を行う場 (店舗等) の数	店舗等の数
目標	
実績	

費用対効果

補助金支給額(千円)	目標		千円/
÷ 環境保全効果目標値	実績		
経済効果(千円)	目標		
÷ 補助金支給額 (千円)	実績		

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業：実施報告書 総括付表

事業者名称	
事業者所在地	
代表者氏名	

↓1つ目の環境配慮行動について記載 ↓2つ目の環境配慮行動について記載 ↓必要に応じて、列および別表を追加して記載

事業名称			
------	--	--	--

ポイントを発行する場所

事業規模	
都道府県	

ポイント付与対象となる製品等			
----------------	--	--	--

カテゴリー			
-------	--	--	--

環境配慮行動			
--------	--	--	--

分類			
----	--	--	--

具体的内容			
-------	--	--	--

【令和5年2月末までの目標】

環境配慮行動に対する ポイントの発行数	発行ポイント総数 (ポイント)	発行ポイント総額 (千円)	発行ポイント総数 (ポイント)	発行ポイント総額 (千円)	発行ポイント総数 (ポイント)	発行ポイント総額 (千円)
発行ポイント数の合計 (ポイント)						
発行ポイント額の合計 (千円)						

ポイント発行対象者数	対象者数 (人)		対象者数 (人)		対象者数 (人)	

環境保全効果	内容		内容		内容	
	目標値	単位	目標値	単位	目標値	単位

経済効果	売上高 (千円)	売上高の増加分 (千円)	売上高 (千円)	売上高の増加分 (千円)	売上高 (千円)	売上高の増加分 (千円)
	売上高の合計 (千円)		売上高の増加分の合計 (千円)			

製品・サービスの数 (増加分)	数量	単位	数量	単位	数量	単位

ポイント付与を行う場 (店舗等) の数	店舗等の数		店舗等の数		店舗等の数	

補助金支給額の按分値 (千円) (合計は補助金支給額と一致)			
-----------------------------------	--	--	--

費用対効果

補助金支給額(千円) ÷ 環境保全効果目標値		千円/		千円/		千円/
経済効果(千円) ÷ 補助金支給額 (千円)						

【別紙1】

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業：実施報告書 基礎諸元

項目		記入欄 (黄色のセルに記入してください)	
RCE SPA事業番号			
事業名			
事業実施の団体名 (代表事業者)			
事業実施の代表者	氏名		
	所属部署		
	役職		
	郵便番号		
	所在地		
	電話番号		
	FAX番号		
	E-mailアドレス		
	(事務連絡の窓口となる)	氏名	
		所属部署	
		役職	
		郵便番号	
		所在地	
		電話番号	
FAX番号			
E-mailアドレス			
共同事業者	①	団体名	
		代表者の役職・氏名・所属部署	
		氏名	
		所属部署	
		役職	
		郵便番号	
		所在地	
		電話番号	
	FAX番号		
	E-mailアドレス		
	②	団体名	
		代表者の役職・氏名・所属部署	
		氏名	
		所属部署	
		役職	
		郵便番号	
		所在地	
		電話番号	
	FAX番号		
	E-mailアドレス		
	③	団体名	
		代表者の役職・氏名・所属部署	
		氏名	
		所属部署	
役職			
郵便番号			
所在地			
電話番号			
FAX番号			
E-mailアドレス			
施設・設備設置箇所	事業実施場所名称		
	住所	都道府県名 ※1	
		区又は市町村名 ※2	
		区・町域・番地等 ※3	
事業の実施場所の地図・図面等			
事業の目的			
事業の概要 (補助事業について)			
補助事業の期間内のポイント原資の調達方法			
個人情報、プライバシーの保護			
他の補助金との関係			

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業：経費所要額計算書

事業者名称				
事業規模				
所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1)-(2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
				円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4)と(5)を比較し て少ない方の額	(7) 補助基本額 (3)と(6)を比較し て少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7)×2/3※上限1.5億円 ※千円未満切捨
				円
	(9) 補助金交付決定額		(10) 過不足額 (9)-(8)	円

補助対象経費支出予定額内訳

経費区分・費目	金額 (円)	積算内訳
合計	円	

注1 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

注2 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

【別表2】環境保全効果の算定例（1つ目の環境配慮行動）

本様式は、CO2削減効果が毎年累積していく場合の算定例です。各事業の実態に即して、本様式の記載内容を修正するか、独自の様式で作成してください。

事業者名称	
事業規模	

基本情報：

	環境配慮行動		
	環境配慮行動に対応した製品またはサービス		
	環境配慮行動がもたらす主たる環境保全効果の分類		
	環境配慮行動がもたらす主たる環境保全効果の詳細		
※1	1製品またはサービス当りの年間環境保全効果(10)		
※2	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果①の分類		
	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果①の詳細（定量的に示せる場合はその内容）		
※2	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果②の部類		
	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果②の詳細（定量的に示せる場合はその内容）		
※2	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果③の詳細		
	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果③の分類（定量的に示せる場合はその内容）		
※3	考慮した留意点：		

		数量(4) ポイント対象製品・サービス・アクション数量		うち、ポイント発行による数量増加(5)		環境保全効果(11) (11)=(5)×(10)
		当該期間	累積	当該期間	累積	
初年度	令和5年 2月末まで					

【別表2】環境保全効果の算定例（2つ目の環境配慮行動）

本様式は、CO2削減効果が毎年累積していく場合の算定例です。各事業の実態に即して、本様式の記載内容を修正するか、独自の様式で作成してください。

事業者名称	
事業規模	

基本情報：

	環境配慮行動		
	環境配慮行動に対応した製品またはサービス		
	環境配慮行動がもたらす主たる環境保全効果の分類		
	環境配慮行動がもたらす主たる環境保全効果の詳細		
※1	1製品またはサービス当りの年間環境保全効果(10)		
※2	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果①の分類		
	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果①の詳細（定量的に示せる場合はその内容）		
※2	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果②の部類		
	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果②の詳細（定量的に示せる場合はその内容）		
※2	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果③の詳細		
	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果③の分類（定量的に示せる場合はその内容）		
※3	考慮した留意点：		

		数量(4) ポイント対象製品・サービス・アクション数量		うち、ポイント発行による数量増加(5)		環境保全効果(11) (11)=(5)×(10)
		当該期間	累積	当該期間	累積	
初年度	令和5年 2月末まで					

様式第11 (第11条関係)

RCESPA事業番号：
番 号
年 月 日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会
代表理事 岡本光司 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和3年度（補正予算）環境配慮行動普及促進事業費補助金及び
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）
承継承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したので、令和3年度（補正予算）環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）交付規程第11条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 承継を受ける予定の者
- 3 補助事業者の地位を承継する理由
- 4 補助事業者の地位を承継する予定日
- 5 交付決定通知書に記載された補助金の額
- 6 既に交付を受けている補助金の額
- 7 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

令和3年度（補正予算）環境配慮行動普及促進事業費補助金及び
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）
交付額確定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で交付決定した環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）については、年 月 日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）交付規程（令和 年 月 日付け 第 号。以下「交付規程」という。）第12条第1項の規定により通知する。

記

確 定 額 金 円

年 月 日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会
代表理事 岡本光司

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

- （1）責任者の所属部署・職名・氏名
- （2）担当者の所属部署・職名・氏名
- （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

一般社団法人地域循環共生社会連携協会
代表理事 岡本光司 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和3年度(補正予算)環境配慮行動普及促進事業費補助金及び
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業)
精算(概算)払請求書

年 月 日付け 第 号で交付額確定(交付決定)の通知を受けた環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業)の精算払(概算払)を受けたいので、令和3年度(補正予算)環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業)交付規程第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 請求金額の内訳
(概算払の場合)

(単位:円)

経費区分	交付決定額 ①	支出費用状況			概算払 受領済額 ⑤	差引請求額 ④-⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合計 ④=②+③		
計						

(精算払の場合)

(単位:円)

交付決定額	確定額 ①	概算払受領済額 ②	差引請求額 ①-②

3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義
※下記8項目必ずご記入ください。

金融機関名		金融機関コード	
支店名		店番号	
預貯金種別 ※該当種別を○で	普通・当座	口座番号	
名義(漢字)			

名義 (カナ)	
---------	--

4 概算払を必要とする理由 (概算払の請求をするときに限る。)

5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

環境大臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和3年度（補正予算）環境配慮行動普及促進事業費補助金及び
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）
環境保全効果等に関する事業報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）の環境保全効果について、令和3年度（補正予算）環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）交付規程第17条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 令和 年度における補助事業の環境保全効果等
別紙 事業報告書のとおり
- 2 目標に達しなかった場合の原因
- 3 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

【別紙】

作成日

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業：事業報告書 総括

※本様式は、単一の環境配慮行動を対象とした場合の様式です。

複数の環境配慮行動を対象に申請する場合は複数行動様式を用いてください。

※本シートでは、報告年度までの合算の目標と実績を記入してください。

各期間・年度での実績については、別表に記載してください。

事業者名称	
事業者所在地	
代表者氏名	

* 共同事業者等の情報は【別紙1】に記載すること

事業名称	
------	--

ポイントを発行する場所

事業規模	
都道府県	

ポイント付与対象となる製品等	
----------------	--

カテゴリー	
環境配慮行動	
分類	
具体的内容	

【報告する年度までの目標と実績】

s	発行ポイント総数 (ポイント)	発行ポイント総額 (千円)
目標		
実績		

ポイント発行対象者数	対象者数 (人)
目標	
実績	

	内容	環境保全効果	単位
目標			
実績			

経済効果	売上数量の増加分	売上高の増加分 (千円)
目標		
実績		

製品・サービスの数 (増加分)	数量	単位
目標		
実績		

ポイント付与を行う場 (店舗等) の数	店舗等の数
目標	
実績	

費用対効果

補助金支給額(千円) ÷ 環境保全効果	目標		千円/
	実績		
経済効果(千円) ÷ 補助金支給額 (千円)	目標		0
	実績		

【別紙】

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業実：事業報告書 基礎諸元

項目		記入欄（黄色のセルに記入してください）	
RCESPA事業番号			
事業名			
事業実施の団体名（代表事業者）			
事業実施の代表者	氏名		
	所属部署		
	役職		
	郵便番号		
	所在地		
	電話番号		
	FAX番号		
	E-mailアドレス		
	（事務連絡の窓口となる）	氏名	
		所属部署	
		役職	
		郵便番号	
		所在地	
		電話番号	
FAX番号			
E-mailアドレス			
共同事業者	①	団体名	
		代表者の役職・氏名・所属部署	
		氏名	
	事業実施の担当者	所属部署	
		役職	
		郵便番号	
		所在地	
		電話番号	
		FAX番号	
		E-mailアドレス	
	②	団体名	
		代表者の役職・氏名・所属部署	
		氏名	
	事業実施の担当者	所属部署	
		役職	
		郵便番号	
		所在地	
		電話番号	
FAX番号			
E-mailアドレス			
③	団体名		
	代表者の役職・氏名・所属部署		
	氏名		
事業実施の担当者	所属部署		
	役職		
	郵便番号		
	所在地		
	電話番号		
	FAX番号		
	E-mailアドレス		
施設・設備設置箇所	事業実施場所名称		
	住所	都道府県名 ※1	
		区又は市町村名 ※2	
		区・町域・番地等 ※3	
事業の実施場所の地図・図面等			
事業の目的			
事業の概要（補助事業について）			
補助事業の期間内のポイント原資の調達方法			
個人情報、プライバシーの保護			
他の補助金との関係			

【別表1】ポイント発行実績

本様式は、ポイントを一括で発行する場合の算定例です。各事業の実態に即して、本様式の記載内容を修正するか、独自の様式で作成してください。
報告する年度までの実績について記載してください。

事業者名称	
事業規模	

基本情報：

環境配慮行動	
環境配慮行動に対応した製品またはサービス	
1製品またはサービス当りの価格(1)	円
ポイント付与率（金銭価値換算）(2)	
1ポイント当りの金銭価値(3)	円/ポイント

ポイント発行実績

ポイント発行開始日		ポイント発行開始日から令和5年2月末までの日数				日					
		数量(4) ポイント対象製品・サービス・ アクション数量		うち、ポイント発行による数量 増加(5)		売上(6) (千円) (6)=(1)×(4)	売上の増加分(7) (千円) (7)=(1)×(5)	ポイント発行数(8) (ポイント) (8)=(6)×(2)÷(3)	ポイントの金銭価 値総額(9) (千円) (9)=(3)×(8)	ポイント発行人数 (人)	ポイント付与 を行う場（店 舗等）の数
		当該期間	累積		累積						
初年度	令和5年 2月末まで										
	令和5年 3月										
2年目	令和5年度										
3年目	令和6年度										
4年目	令和7年度										
合計											
5年目	令和8年度										

必要に応じて、6年目以降の行を追加してください

【別表2】環境保全効果

本様式は、CO2削減効果が毎年累積していく場合の算定例です。各事業の実態に即して、本様式の記載内容を修正するか、独自の様式で作成してください。
報告する年度までの実績について記載してください。

事業者名称	
事業規模	

基本情報：

環境配慮行動		
環境配慮行動に対応した製品またはサービス		
環境配慮行動がもたらす主たる環境保全効果の分類		
環境配慮行動がもたらす主たる環境保全効果の詳細		
1製品またはサービス当りの年間環境保全効果(10)		
環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果①の分類		
環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果①の詳細（定量的に示せる場合はその内容）		
環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果②の部類		
環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果②の詳細（定量的に示せる場合はその内容）		
環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果③の詳細		
環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果③の分類（定量的に示せる場合はその内容）		
考慮した留意点：		

		数量(4) ポイント対象製品・サービス・アクション数量		うち、ポイント発行による数量増加 (5)		環境保全効果(11) (11)=(5)×(10)
		当該期間	累積	当該期間	累積	
初年度	令和5年 2月末まで					
	令和5年 3月					
2年目	令和5年度					
3年目	令和6年度					
4年目	令和7年度					
合計						

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業：事業報告書 総括

※本様式は、複数の環境配慮行動を対象とした場合の様式です。単一の環境配慮行動を対象に申請する場合は単一行動様式を用いてください。

※環境配慮行動は4つ以上ある場合は、適宜欄を追加して記入してください。

※本シートでは、報告年度までの合算の目標と実績を記入してください。各期間・年度での実績については、別表に記載してください。

事業者名称	
事業者所在地	
代表者氏名	

* 共同事業者等の情報は【別紙1】に記載すること

事業名称	
------	--

ポイントを発行する場所

事業規模	
都道府県	

【令和5年2月未までの目標（原則、複数事業の合計）】

環境配慮行動に対する ポイントの発行数	発行ポイント総数 (ポイント)	発行ポイント総額 (千円)
目標		
実績		

ポイント発行対象 者数	対象者数 (人)
目標	
実績	

経済効果	売上高 (千円)	売上高の増加分 (千円)
目標		
実績		

以下は、付表の1つ目の環境配慮行動について記載

ポイント付与対象 となる製品等	
--------------------	--

カテゴリー	
環境配慮行動	
分類	
具体的内容	

環境保 全効果	内容	値	単位
目標			
実績			

製品・サービスの数 (増加分)	数量	単位
目標		
実績		

ポイント付与を行う場 (店舗等) の数	店舗等の数
目標	
実績	

費用対効果

補助金支給額(千円)	目標		千円/
÷ 環境保全効果目標値	実績		
経済効果(千円)	目標		
÷ 補助金支給額 (千円)	実績		

以下は、付表の2つ目の環境配慮行動について記載

ポイント付与対象 となる製品等	
--------------------	--

カテゴリー	
環境配慮行動	
分類	
具体的内容	

環境保 全効果	内容	値	単位
目標			
実績			

製品・サービスの数 (増加分)	数量	単位
目標		
実績		

ポイント付与を行う場 (店舗等) の数	店舗等の数
目標	
実績	

費用対効果

補助金支給額(千円)	目標		千円/
÷ 環境保全効果目標値	実績		
経済効果(千円)	目標		
÷ 補助金支給額 (千円)	実績		

以下は、付表の3つ目の環境配慮行動について記載

ポイント付与対象 となる製品等	
--------------------	--

カテゴリー	
環境配慮行動	
分類	
具体的内容	

環境保 全効果	内容	値	単位
目標			
実績			

製品・サービスの数 (増加分)	数量	単位
目標		
実績		

ポイント付与を行う場 (店舗等) の数	店舗等の数
目標	
実績	

費用対効果

補助金支給額(千円)	目標		千円/
÷ 環境保全効果目標値	実績		
経済効果(千円)	目標		
÷ 補助金支給額 (千円)	実績		

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業：事業報告書 総括付表

事業者名称	
事業者所在地	
代表者氏名	

↓ 1つ目の環境配慮行動について記載 ↓ 2つ目の環境配慮行動について記載 ↓ 必要に応じて、列および別表を追加して記載

事業名称			
ポイントを発行する場所			
事業規模			
都道府県			
ポイント付与対象となる製品等			
カテゴリー			
環境配慮行動			
分類			
具体的内容			

【令和5年2月末までの目標】

環境配慮行動に対する ポイントの発行数	発行ポイント総数 (ポイント)	発行ポイント総額 (千円)	発行ポイント総数 (ポイント)	発行ポイント総額 (千円)	発行ポイント総数 (ポイント)	発行ポイント総額 (千円)

ポイント発行対象者数	対象者数 (人)		対象者数 (人)		対象者数 (人)	

環境保全効果	内容		内容		内容	
	目標値	単位	目標値	単位	目標値	単位

経済効果	売上高 (千円)	売上高の増加分 (千円)	売上高 (千円)	売上高の増加分 (千円)	売上高 (千円)	売上高の増加分 (千円)
売上高の合計 (千円)						
売上高の増加分の合計 (千円)						

製品・サービスの数 (増加分)	数量	単位	数量	単位	数量	単位

ポイント付与を行う場 (店舗等) の数	店舗等の数		店舗等の数		店舗等の数	

補助金支給額の按分値 (千円) (合計は補助金支給額と一致)			
-----------------------------------	--	--	--

費用対効果

補助金支給額(千円) ÷ 環境保全効果目標値		千円/		千円/		千円/
経済効果(千円) ÷ 補助金支給額 (千円)						

【別紙】

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業：事業報告書 基礎諸元

項目		記入欄 (黄色のセルに記入してください)	
R C E S P A事業番号			
事業名			
事業実施の団体名 (代表事業者)			
事業実施の代表者	氏名		
	所属部署		
	役職		
	郵便番号		
	所在地		
	電話番号		
	FAX番号		
	E-mailアドレス		
	(事務連絡の窓口となる)	氏名	
		所属部署	
		役職	
		郵便番号	
		所在地	
		電話番号	
FAX番号			
E-mailアドレス			
共同事業者	①	団体名	
		代表者の役職・氏名・所属部署	
		氏名	
		所属部署	
		役職	
		郵便番号	
		所在地	
		電話番号	
		FAX番号	
	E-mailアドレス		
	②	団体名	
		代表者の役職・氏名・所属部署	
		氏名	
		所属部署	
		役職	
		郵便番号	
		所在地	
		電話番号	
		FAX番号	
	E-mailアドレス		
	③	団体名	
		代表者の役職・氏名・所属部署	
		氏名	
		所属部署	
		役職	
		郵便番号	
		所在地	
電話番号			
FAX番号			
E-mailアドレス			
事業実施場所	事業実施場所名称		
	住所	都道府県名 ※1	
		区又は市町村名 ※2	
		区・町域・番地等 ※3	
事業の実施場所の地図・図面等	別添のとおり		
事業の目的			
事業の概要 (補助事業について)			
補助事業の期間内のポイント原資の調達方法			
個人情報、プライバシーの保護			
他の補助金との関係			

【別表1】ポイント発行実績（1つ目の環境配慮行動）

本様式は、ポイントを一括で発行する場合の算定例です。各事業の実態に即して、本様式の記載内容を修正するか、独自の様式で作成してください。

事業者名称	
事業規模	

基本情報：

環境配慮行動	
環境配慮行動に対応した製品またはサービス	
1製品またはサービス当りの価格(1)	円
ポイント付与率（金銭価値換算）(2)	
1ポイント当りの金銭価値(3)	円/ポイント

ポイント発行計画

ポイント発行開始日		ポイント発行開始日から令和5年2月末までの日数				日					
		数量(4) ポイント対象製品・サービス・ アクション数量		うち、ポイント発行による数量 増加(5)		売上(6)（千円） (6)=(1)×(4)	売上の増加分(7) （千円） (7)=(1)×(5)	ポイント発行数(8) （ポイント） (8)=(6)×(2)÷(3)	ポイントの金銭価 値総額(9)（千円） (9)=(3)×(8)	ポイント発行人数 （人）	ポイント付与 を行う場（店 舗等）の数
		当該期間	累積		累積						
初年度	令和5年 2月末まで										
	令和5年 3月										
2年目	令和5年度										
3年目	令和6年度										
4年目	令和7年度										
合計											
5年目	令和8年度										

必要に応じて、6年目以降の行を追加してください

【別表1】ポイント発行実績（2つ目の環境配慮行動）

本様式は、ポイントを一括で発行する場合の算定例です。各事業の実態に即して、本様式の記載内容を修正するか、独自の様式で作成してください。

事業者名称	
事業規模	

基本情報：

環境配慮行動	
環境配慮行動に対応した製品またはサービス	
1製品またはサービス当りの価格(1)	円
ポイント付与率（金銭価値換算）(2)	
1ポイント当りの金銭価値(3)	円/ポイント

ポイント発行計画

ポイント発行開始日		ポイント発行開始日から令和5年2月末までの日数				日					
		数量(4) ポイント対象製品・サービス・ アクション数量		うち、ポイント発行による数量 増加(5)		売上(6) (千円) (6)=(1)×(4)	売上の増加分(7) (千円) (7)=(1)×(5)	ポイント発行数(8) (ポイント) (8)=(6)×(2)÷(3)	ポイントの金銭価値 総額(9) (千円) (9)=(3)×(8)	ポイント発行人数 (人)	ポイント付与 を行う場（店 舗等）の数
		当該期間	累積		累積						
初年度	令和5年 2月末まで										
	令和5年 3月										
2年目	令和5年度										
3年目	令和6年度										
4年目	令和7年度										
合計											
5年目	令和8年度										

必要に応じて、6年目以降の行を追加してください

【別表2】環境保全効果の算定例（1つ目の環境配慮行動）

本様式は、CO2削減効果が毎年累積していく場合の算定例です。各事業の実態に即して、本様式の記載内容を修正するか、独自の様式で作成してください。

事業者名称	
事業規模	

基本情報：

環境配慮行動		
環境配慮行動に対応した製品またはサービス		
環境配慮行動がもたらす主たる環境保全効果の分類		
環境配慮行動がもたらす主たる環境保全効果の詳細		
1製品またはサービス当りの年間環境保全効果(10)		
環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果①の分類		
環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果①の詳細（定量的に示せる場合はその内容）		
環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果②の部類		
環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果②の詳細（定量的に示せる場合はその内容）		
環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果③の詳細		
環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果③の分類（定量的に示せる場合はその内容）		
考慮した留意点：		

		数量(4) ポイント対象製品・サービス・アクション数量		うち、ポイント発行による数量増加(5)		環境保全効果(11) (11)=(5)×(10)
		当該期間	累積	当該期間	累積	
初年度	令和5年 2月末まで					
	令和5年 3月					
2年目	令和5年度					
3年目	令和6年度					
4年目	令和7年度					
合計						

5年目	令和8年度					
-----	-------	--	--	--	--	--

必要に応じて、6年目以降の行を追加してください

【別表2】環境保全効果の算定例（2つ目の環境配慮行動）

本様式は、CO2削減効果が毎年累積していく場合の算定例です。各事業の実態に即して、本様式の記載内容を修正するか、独自の様式で作成してください。

事業者名称	
事業規模	

基本情報：

	環境配慮行動		
	環境配慮行動に対応した製品またはサービス		
	環境配慮行動がもたらす主たる環境保全効果の分類		
	環境配慮行動がもたらす主たる環境保全効果の詳細		
※1	1製品またはサービス当りの年間環境保全効果(10)		
※2	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果①の分類		
	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果①の詳細（定量的に示せる場合はその内容）		
※2	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果②の部類		
	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果②の詳細（定量的に示せる場合はその内容）		
※2	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果③の詳細		
	環境配慮行動がもたらす従たる環境保全効果③の分類（定量的に示せる場合はその内容）		
※3	考慮した留意点：		

		数量(4) ポイント対象製品・サービス・アクション数量		うち、ポイント発行による数量増加(5)		環境保全効果(11) (11)=(5)×(10)
		当該期間	累積	当該期間	累積	
初年度	令和5年 2月末まで					
	令和5年 3月					
2年目	令和5年度					
3年目	令和6年度					
4年目	令和7年度					
合計						

5年目	令和8年度					
-----	-------	--	--	--	--	--

必要に応じて、6年目以降の行を追加してください

様式第15(第19条関係)

令和3年度(補正予算)環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策
事業費等補助金(食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業)
取得財産等管理台帳

財産名 (備品等名)	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	設置又は 保管場所

(本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等)

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が環境配慮行動普及促進事

業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）交付規程第18条第1項に規定する処分制限額以上の財産とする。

- 2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、区分して記載すること。
- 3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第16 (第19条関係)

令和3年度(補正予算)環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策
事業費等補助金(食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業)
取得財産等明細表

財産名 (備品等名)	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	設置又は 保管場所

(本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等)

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が環境配慮行動普及促進事

業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）交付規程第8条第1項第十四号に規定する処分制限額以上の財産とする。

- 2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、区分して記載すること。
- 3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。